

優遇税制の詳細と、必要な書類、手続きなどの詳細は
(一社)住宅リフォーム推進協会のサイトで確認することができます。



- ※1 定められた書式に建築士が記入し発行。
 国交省から書式をダウンロードできます。 <http://www.mlit.go.jp/common/001231322.doc>
- ※2 定められた書式に記入して確定申告で提出。国税庁から書式をダウンロードできます。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/06_026-7.pdf
- ※3 定められた書式に記入して確定申告で提出。確定申告が近づけば国税庁から書式をダウンロードできます。
 (2020年2月時点では令和元年分確定申告の書式です。
 参考 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/shinkokusho/pdf/h29/jyutakukariirekeisanmeisaisyo.pdf>

支援制度	必要な書類	取得先	手続き		
所得稅減税 (投資型)	省エネルギーリフォーム バリアフリーリフォーム 三世帯同居リフォーム	増改築等工事証明書 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書	※1 ※2 登記所(法務局)など	確定申告を行う。	
	バリアフリー	家屋の登記事項証明書など、家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類 補助金等の額を証する書類 源泉徴収票(給与所得者の場合)	勤務先		
		本人・同居の親族が要介護認定又は要支援認定を受けている場合は、介護保険の被保険者証の写し 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を明らかにする書類			
	耐震リフォーム	増改築等工事証明書 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書	※1 ※2 登記所(法務局)など		
		家屋の登記事項証明書など、家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを明らかにする書類			
		補助金等の額を証する書類 源泉徴収票(給与所得者の場合)	勤務先		
所得稅減税 (ローン型)	省エネルギーリフォーム バリアフリーリフォーム 三世帯同居リフォーム	増改築等工事証明書 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 増改築等に係る借入金の年末残高等証明書	※1 ※3 金融機関 登記所(法務局)など	確定申告を行う。	
	バリアフリー	家屋の登記事項証明書など、家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類 工事請負契約書の写しなど、改修工事の年月日及びその費用の額を明らかにする書類 敷地購入に係る借入金等について控除を適用する場合は、登記事項証明書又はその敷地の分譲に係る契約書の写しなど	登記所(法務局)など		
		補助金等の額を証する書類 源泉徴収票(給与所得者の場合)	勤務先		
	耐震リフォーム	本人・同居の親族が要介護認定又は要支援認定を受けている場合は、介護保険の被保険者証の写し 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を明らかにする書類			
		固定資産税減額申告書 増改築等工事証明書	市区町村 ※1 市区町村		3カ月以内に市区町村に申告する。
		住民票の写し ※なお、申告する市区町村によって書類の名称や種類が異なる場合があるので要確認			
固定資産税の減額	固定資産税減額申告書 住民票の写し	市区町村 市区町村	3カ月以内に市区町村に申告する。		
	改修工事の内容、要した費用の確認できる書類等 補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を明らかにする書類 本人・同居の親族が要介護認定又は要支援認定を受けている者の場合は、介護保険の被保険者証の写し ※なお、申告する市区町村によって書類の名称や種類が異なる場合があるので要確認				
	固定資産税減額申告書 増改築等工事証明書	市区町村 ※1	3カ月以内に市区町村に申告する。		
耐震リフォーム	耐震改修に要した費用の確認ができる書類(領収書等) ※なお、申告する市区町村によって書類の名称や種類が異なる場合があるので要確認				